· 咬合採得

(通知) 口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得は、本区分の「2の口の(3) 総義歯」の所定点数により算定する。また、 口腔内装置の咬合採得は、当該口腔内装置の範囲に相当する歯数により、本区分の「2の口 有床義歯」により算定する。

• 充填

- (通知①) <u>歯頸部又は</u>歯の根面部のう蝕<u>又は非う蝕性の実質欠損</u>において、隣接面を含む窩洞に対する充填は「ロ複雑なもの」により算定し、それ以外は「イー単純なもの」により算定する。
- (通知②) <u>抜髄又は</u>感染根管処置を行うに当たり、根管側壁、髄室側壁又は髄床底に穿孔があり封鎖を行った場合は、充填の「イ 単純なもの」と保険医療材料料により算定する。なお、形成を行った場合は、歯冠形成の「3 のイ 単純なもの」の所定点数により算定する。<u>ただし、歯内療法を行うに当たって製作した隔壁については</u>別に算定できない。

また、歯肉を剥離して行った場合は、歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術により算定する

· 金属歯冠修復

(通知) 同一歯の複数の窩洞に対して、充填及び本区分の「1 インレー」又は非金属歯冠修復の「1 レジンインレー」により歯冠修復を行った場合は、それぞれの所定点数により算定する。この場合において、歯冠形成は、歯冠形成「3 窩洞形成」、う蝕歯即時充填形成又はう蝕歯インレー修復形成のいずれか主たるものの所定点数により算定する。

・ポンティック

- (通知) 次に掲げるブリッジの設計は原則として認められないが、歯科医学的に妥当であると考えられる場合には、 保険適用の可否を確認することになるので、予め理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生(支)局長に提出してその判断を求める。また、添付模型の製作は、基本診療料に含まれ、算定できないが、 添付フィルム又はその複製は、画像診断の撮影料及び画像診断のフィルムにより算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に算定の理由を記載する。
 - イ 矯正・先天性欠如等により、第一小臼歯が既に欠損している患者の第二小臼歯を抜歯した場合あるいは 第二小臼歯が舌側に転位しているとき、第一小臼歯及び第二小臼歯を抜歯した場合で、間隙は1歯分しか ないような小臼歯2歯の欠損であって間隙が狭い場合と同様の理由で第一小臼歯、第二小臼歯、第一大臼 歯欠損のブリッジにおいて、欠損歯数は3歯であるが、間隙のほうが1歯分程度小さく2歯分となる場合 口 移植後一定期間経過した移植歯を支台歯とする1歯欠損症例のブリッジであって、骨植状態が良好であ り、咬合力の負担能力が十分にあると考えられる場合

• 有床義歯

(通知①) 小児義歯は原則として認められないが、後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症、象牙質形成不全症、象牙質異形成症又はエナメル質形成不全症であって脆弱な乳歯の早期崩壊又は後継永久歯の先天欠損を伴う場合、外胚葉性異形成症、低ホスファターゼ症、パピョン=ルフェブル症候群及び先天性好中球機能不全症、その他の先天性疾患により後継永久歯が無い場合、外傷<u>や腫瘍等</u>により歯が喪失した場合若しくはこれに準ずる状態であって、小児義歯以外は咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対する小児義歯の場合はこの限りでない。この場合において、小児義歯を算定する場合は、診療録に義歯の装着年月日、装着部位及び小児義歯が必要となった疾患名を記載する。なお、先天性疾患以外の疾患により後継永久歯がない場合に準ずる状態であって、小児義歯以外に咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対して小児義歯を適用する場合は、予め理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生(支)局長に提出し、保険適用の判断を求める。なお、模型の製作は基本診療料に含まれ算定できないが、エックス線フィルム又はその複製は、画像診断の撮影料及び画像診断のフィルムにより算定する。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘

要欄に算定の理由を記載する。

- (通知②)新たに有床義歯を製作する場合は、原則として前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から 起算して6カ月を経過した以降に、新たに製作する有床義歯の印象採得を行うものとする。ただし、<u>次に掲げ</u> る場合であって、新たに有床義歯を製作する場合はその限りではない。
 - イ 遠隔地への転居のため通院が不能になった場合
 - ロ 急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合
 - <u>ハ</u> 認知症を有する患者や要介護状態の患者であって、義歯管理が困難なために有床義歯が使用できない状況 (修理が困難な程度に破折した場合を含む。)となった場合
 - ニ その他特別な場合

この場合において、新たに有床義歯を製作する理由を診療録に記載し、その理由についてイから二までの うち該当する記号及び具体的な内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、「有床義歯の取扱いについて」(昭和 56 年 5 月 29 日保険発第 44 号) は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。

· 熱可塑性樹脂有床義歯

(通知)熱可塑性樹脂有床義歯は、有床義歯の例により算定する。【追加】

線鉤

(通知)直接支台装置としてレストつきの単純鉤を製作した場合において、当該装置に要する費用は、本区分の「2 ニ腕鉤 (レストつき)」により算定する。【追加】

• 有床義歯修理

- (通知①) 総義歯又は<u>9歯以上</u>の局部義歯において、咬合高径を調整する目的で人工歯の咬合面にレジンを添加し 咬合の再形成を行った場合又は当該義歯の床縁形態を修正する目的で当該義歯の床縁全周にわたりレジンを追加し床延長する場合は、1回に限り所定点数により算定する。
- (通知②) 鉤歯の抜歯又は鉤の破損等のため不適合となった鉤を連結部から切断<u>又は除去</u>した場合は、<u>再製、</u>修理 又は床裏装を前提<u>とした</u>場合に、除去料を算定する。<u>なお、鉤を切断又は除去した部位の状況によって、義歯</u> 調整を行うことにより当該義歯をそのまま使用できる場合においては所定点数を算定して差し支えない。

• 歯冠補綴物修理

(通知) 高強度硬質レジンブリッジの修理は、本区分により算定する。なお、この場合において、修理内容及び部位にかかわらず、3 歯として算定する。【追加】

(11) 歯科矯正

- 歯科矯正診断料
 - (通知①) 歯科矯正診断料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、次のいずれかに該当する場合に限り算定する。
 - <u>イ</u> 別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常が認められる場合であって、当該疾患の治療を行った医科の保険医療機関又は患者若しくはその家族からの情報及び資料により、当該患者が当該疾患を現に有することが確認された場合
 - 口 3歯以上の永久歯萌出不全(前歯永久歯が3歯以上の萌出不全である場合に限る。)に起因した咬合異常が認められる場合であって、歯科矯正を行う保険医療機関において、上下顎前歯3歯以上の骨性の埋伏永 久歯(経時的な歯科パノラマエックス線等の撮影を含む経過観察で明らかに歯の移動が認められない永久 歯)を有することが確認された場合

なお、「ロ」に該当する場合においては、骨性の埋伏永久歯が隣接する永久歯の歯根吸収の原因になって

<u>いる場合、歯軸等の異常により萌出困難な場合又は当該歯の歯根彎曲が生じる等の二次的障害を生じる場合に限り</u>

- (通知②) 歯科矯正診断料は、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常が認められる患者又は3 歯以上 の永久歯萌出不全に起因した咬合異常が認められる患者の口腔状態、顎骨の形態、成長及び発育等を分析する とともに、歯科矯正セファログラム、口腔内写真、顔面写真等の撮影を行い、これらの分析結果や評価等と過 去に行った治療内容の評価と併せて可及的に長期的な予測を行った上で、治療計画書を作成し、患者又はその 家族に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。なお、歯科矯正セファログラ ム及び模型調製は別に算定する。
- (通知③)別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常が認められる患者又は3歯以上の永久歯萌出不全に 起因した咬合異常が認められる患者であって、顎切除等の手術を必要とする場合は、歯科矯正診断料に規定す る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関 で実施される歯科矯正を担当する歯科医師及び顎離断等の手術を担当する保険医療機関の歯科医師又は医師の 十分な連携の下に行う。
- (通知④) 歯科矯正診断料に規定する患者に提供する文書とは、次の内容を含むものをいう。
 - イ 全身性疾患の診断名、症状及び所見
 - ロ 口腔領域の症状及び所見(咬合異常の分類、唇顎口蓋裂がある場合は裂型、口腔の生理的機能の状態等)・ ヘルマンの咬合発育段階等の歯年齢等
 - ハ 歯科矯正の治療として採用すべき療法、開始時期及び療養上の指導内容等
 - ニ 歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関名、担当歯科医師

• 顎口腔機能診断料

(通知) 顎口腔機能診断料は、顎離断等の手術を必要とする顎変形症の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患に起因して顎変形症を発症している場合及び3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常が認められる患者を除く。)の口腔状態、顎骨の形態、成長及び発育等について、咀嚼筋筋電図、下顎運動等の検査、歯科矯正セファログラム、口腔内写真、顔面写真及び予測模型等による評価又は分析を行い、これらの結果と既に行った治療内容の評価を併せて可及的に長期的な予測を行った上で、治療計画書を作成し、患者又はその家族に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。なお、歯科矯正セファログラム及び模型調製は別に算定する。

• 動的処置

(通知)動的処置は、動的処置又はマルチブラケット法のそれぞれの開始の日から起算して、2年以内に行った場合は「1 動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して2年以内に行った場合」により、2年を超えた後に行った場合は「2 動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して2年を超えた後に行った場合」により算定する。【追加】

• 印象採得

(通知)保定装置の「7 フィクスドリテーナー」を製作するに当たり、必要があって印象採得を行った場合は、 印象採得の「1 マルチブラケット装置」により算定する。**【追加】**

• 咬合採得

(通知)マルチブラケット装置又は保定装置の「7 フィクスドリテーナー」を製作する場合は、算定できない。

装着

(通知①)保定装置の「7 フィクスドリテーナー」の装着料は所定点数に含まれる。**【追加】**

(通知②) 埋伏歯開窓術に伴う牽引装置の装着料は、牽引装置に含まれる。【追加】

・リンガルアーチ

(通知)リンガルアーチは、次により算定する。【追加】

- イ 「1 簡単なもの」は、顎の狭窄を伴わない場合に装着する装置について算定する。
- ロ 「2 複雑なもの」は、前後又は側方の顎の狭窄を伴う場合又は残孔の状態にある場合に装着する装置 について算定する。

(12) 病理診断

• 通則

(通知①) 保険医療機関間の連携により病理診断を行った場合は、標本若しくは検体(以下「標本等」という。)の 送付側又はデジタル病理画像の送信側の保険医療機関において口腔病理診断料を算定できる。なお、その際には、送付又は送信側の保険医療機関において、別紙様式4又はこれに準じた様式に診療情報等の必要事項を記載し、受取又は受信側の保険医療機関に交付するものであること。更に、病理標本の作製を衛生検査所に委託する場合には、衛生検査所にも当該事項を同様に交付すること。

また、口腔病理診断料に規定する口腔病理診断管理加算1又は2については、標本等の受取側又はデジタル病理画像の受信側の保険医療機関において、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、標本等の送付側又は送信側の保険医療機関にその結果を文書により報告した場合に当該基準に係る区分に従い、送付側又は送信側の保険医療機関において所定点数に加算する。標本等の受取側又は受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、標本等の送付側又は送信側、標本等の受取側又は受信側の保険医療機関における相互の合議に委ねるものとする。

- (通知②) 保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による術中迅速病理組織標本作製を行った場合は、送信側の保険医療機関において医科点数表の術中迅速病理組織標本作製及び口腔病理診断料の「1」を算定できる。また、口腔病理診断料に規定する口腔病理診断管理加算1又は2については、受信側の保険医療機関が、当該加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関であり、病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、送信側の保険医療機関にその結果を報告した場合に当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の保険医療機関における相互の合議に委ねるものとする。
- (通知③) 保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による迅速細胞診を行った場合は、送信側の保険医療機関において医科点数表の迅速細胞診及び口腔病理診断料に掲げる病理診断料の「2」を算定できる。また、口腔病理診断料に規定する口腔病理診断管理加算1又は2については、受信側の保険医療機関が、当該加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関であり、病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、送信側の保険医療機関にその結果を報告した場合に当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の保険医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。
- (通知④) デジタル病理画像に基づく病理診断については、デジタル病理画像の作成、観察及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用いた上で観察及び診断を行った場合に算定できる。なお、デジタル病理画像に基づく病理診断を行うに当たっては、関係学会による指針を参考とすること。【追加】

• 口腔病理診断料

注1 組織診断料については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関に

おいて、医科点数表の病理組織標本作製、医科点数表の電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは医科点数表の術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本 (医科点数表の病理組織標本作製又は医科点数表の免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製により作製され た組織標本のデジタル病理画像を含む。)に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関 で作製された組織標本(当該保険医療機関以外の保険医療機関で医科点数表の病理組織標本作製又は医科点数 表の免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。)に基づ く診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

注5 組織診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から医科点数表の病理組織標本(組織切片によるもの)作製又は医科点数表の免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。【追加】

(通知)「注5」の悪性腫瘍病理組織標本加算については、原発性悪性腫瘍に対して上顎骨悪性腫瘍手術の「1 掻 爬」から「3 全摘」まで、下顎骨悪性腫瘍手術の「1 切除」、「2 切断」及び皮膚悪性腫瘍切除術の「1 広汎切除」に掲げる手術を実施し、当該手術の検体から作製された病理組織標本に基づき病理診断を行った場合に算定する。【追加】

(13) 特定保険医療材料料

(13) 特定保険	医療材料料	
・支台築造 1	間接法(1)メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯	65点 ⇒ 66点
	ロー小臼歯・前歯	40点 ⇒ 41点
・金属歯冠修復	1 14カラット金合金(1)インレー 複雑なもの	626点 ⇒ 657点
	(2)4分の3冠	782点 ⇒ 821点
	2 金銀パラジウム合金(1)大臼歯 イ インレー a 単純なもの	170点 ⇒ 175点
	b 複雑なもの	314点 ⇒ 324点
	ロ 5分の4冠	395点 ⇒ 408点
	ハー全部金属冠	496点 ⇒ 513点
	(2)小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの	116点 ⇒ 119点
	b 複雑なもの	230点 ⇒ 237点
	ロ 4分の3冠	284点 ⇒ 293点
	ハ 5分の4冠	284点 ⇒ 293点
	二 全部金属冠	356点 ⇒ 367点
	4 銀合金(1)大臼歯 ロ 5分の4冠	38点 ⇒ 39点
	ハー全部金属冠	47点 ⇒ 49点
	(2)小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー b 複雑なもの	22点 ⇒ 23点
	ロ 4分の3冠(乳歯を除く)	27点 ⇒ 28点
	ハ 5分の4冠(乳歯を除く)	27点 ⇒ 28点
	二 全部金属冠	35点 ⇒ 36点
・レジン前装金属	【冠 1 金銀パラジウム合金を用いた場合	444点 ⇒ 458点
	3 銀合金を用いた場合	76点 ⇒ 78点
・非金属歯冠修復	₹ 1 レジンインレー(1)単純なもの	【新設】29点
	(2)複雑なもの	【新設】40点

·CAD/CAM冠 1 CAD/CAM冠用材料(I) 382点 ⇒ 285点 ・ポンティック 1 鋳造ポンティック(1)金銀パラジウム合金 イ 大臼歯 573点 ⇒ 591点 口 小臼歯 432点 ⇒ 445点 (2)銀合金又はニッケルクロム合金 大臼歯・小臼歯 39点 ⇒ 40点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金を用いた場合 イ 前歯 344点 ⇒ 355点 口 小臼歯 【新設】445点 ハ 大臼歯 【新設】591点 (2)銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合 イ 前歯 50点 ⇒ 51点 口 小臼歯 【新設】51点 ハ 大臼歯 【新設】51点 ・高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき) 【新設】1,600点 865点 ⇒ 868点 ・鋳造鉤 1 14カラット金合金(1)双子鉤 イ 大・小臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 704点 ⇒ 706点 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大臼歯 704点 ⇒ 706点 ロー犬歯・小臼歯 541点 ⇒ 542点 416点 ⇒ 417点 ハ 前歯(切歯) 2 金銀パラジウム合金(1)双子鉤 イ 大・小臼歯 458点 ⇒ 472点 358点 ⇒ 369点 ロー犬歯・小臼歯 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大臼歯 314点 ⇒ 324点 273点 ⇒ 282点 ロ 犬歯・小臼歯 254点 ⇒ 262点 ハ 前歯(切歯) ・線鉤 2 14カラット金合金(1)双子鉤 429点 ⇒ 443点 (2) 二腕鉤(レストつき) 332点 ⇒ 343点 ・コンビネーション鉤 1 鋳造鉤に金銀パラジウム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 171点 ⇒ 175点 (1)前歯 180点 ⇒ 185点 (2)犬歯・小臼歯

201点 ⇒ 206点 (3) 大臼歯

・バー 1 鋳造バー(1)金銀パラジウム合金

734点 ⇒ 757点

・有床義歯内面適合法 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1 シリコーン系 【新設】300点

> 2 アクリル系 【新設】 98点

・リトラクター(1装置につき)

797点 ⇒ 618点

経過措置

次に掲げる区分については、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、線鉤、コ ンビネーション鉤、バー及び歯科矯正の鉤については、定義通知別表 V017 に規定する歯科鋳造用ニッケルクロ ム合金 鉤・バー用又は定義通知別表 V 019 及び V 1021 に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用す る場合に限る。

金属歯冠修復「3 鋳造用ニッケルクロム合金」、ポンティック「1 鋳造ポンティック(2)ニッケルクロ ム合金|「2 レジン前装金属ポンティック(2)ニッケルクロム合金を用いた場合|、鋳造鉤「3 鋳造用ニ ッケルクロム合金」、線鉤「1 不銹鋼及び特殊鋼」、コンビネーション鉤「2 鋳造鉤に鋳造用ニッケルクロ ム合金又は鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合」、バー「1 鋳造バー(2)鋳 造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金」、歯科矯正の鉤「1 簡単なもの 不銹鋼及び特殊鋼」 「2 困難なもの 不銹鋼及び特殊鋼」

Ⅲ. その他、改定等が行われた内容(項目のみ)

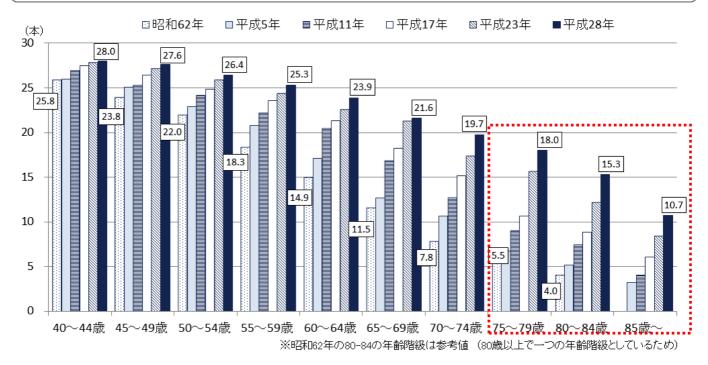
- · 入院基本料等加算
- 特定入院料
- · 在宅医療(在宅患者訪問薬剤管理指導料)
- · 投薬(特定疾患処方管理加算)
- 注射 (無菌製剤処理料)
- 放射線治療(体外照射)

など

Ⅳ. 参考(改定の背景などについて)

年齢階級別の一人平均現在歯数

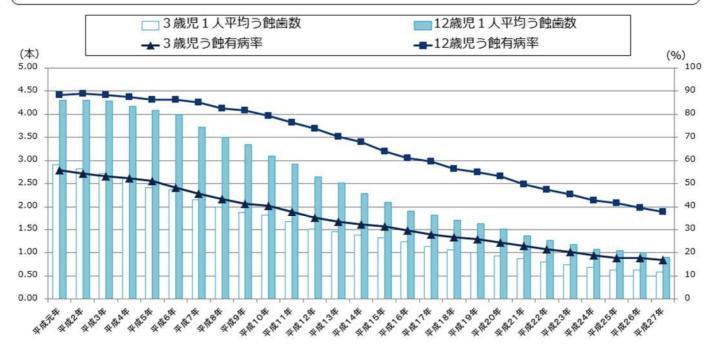
- 各調査年を比較すると、すべての年齢階級で一人平均現在歯数は増加傾向にある。
- 昭和62年と平成28年を比較すると、75~79歳で最も多く増加しており高齢者における増加が顕著である。



出典:歯科疾患実態調査(平成28年から5年周期)

3歳児、12歳児の一人平均う蝕歯数の年次推移

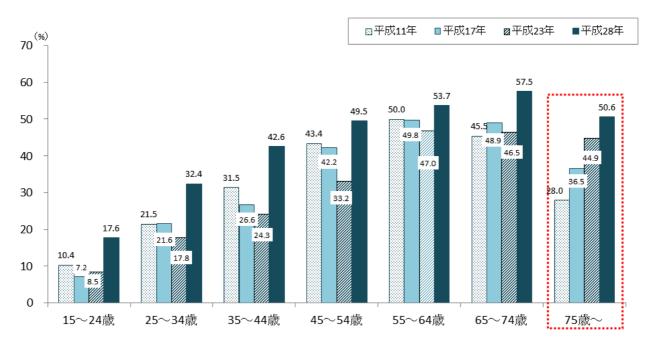
○ 平成元年と平成27年の1人平均う蝕歯数を比較すると、3歳児が2.9本から0.6本、12歳児が4.3本から0.9本に減少しており、3歳児、12歳児ともにう蝕有病率は年々減少している。



3歳児:平成25年度まで:母子保健課・歯科保健課調べ、平成26年度以降:地域保健・健康増進事業報告、12歳児:学校保健統計調査(文部科学省)

歯周病罹患率(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合

- 4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合は、平成28年ではほぼすべての年代で増加傾向にある。
- 特に、高齢者では平成11年から歯周病の罹患率が増加傾向にある。



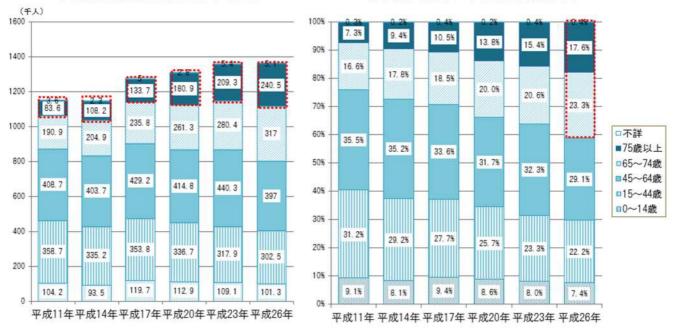
出典: 歯科疾患実態調査(昭和32年より6年ごとに実施)

年齢階級別の推計患者数の年次推移

○ 年齢階級別の推計患者数の推移は、64歳以下で減少傾向にある一方で、65歳以上(特に75歳以上)で患者の増加が著しく、全体として増加傾向となっている。



推計患者数の年齢階級別割合



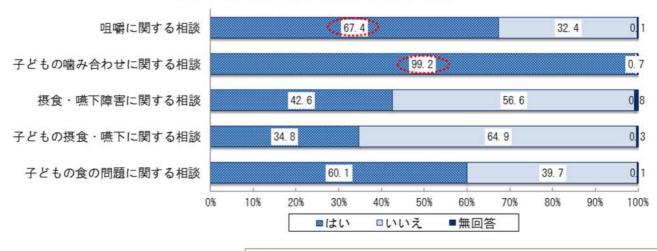
※推計患者数とは、調査日当日に、歯科診療所で受療した外来患者(訪問診療を含む。)の推計数である。

出典:厚生労働省 患者調査

小児の口腔機能に関連する相談の状況

- 小児歯科を標榜する歯科医療機関等における相談の状況をみると、「子どもの噛み合わせに関する相談」 はほぼすべての医療機関で相談をうけている。
- 次いで、「咀嚼に関する相談」が約67%であった。

<歯科医師に対する食に関連する相談の状況>

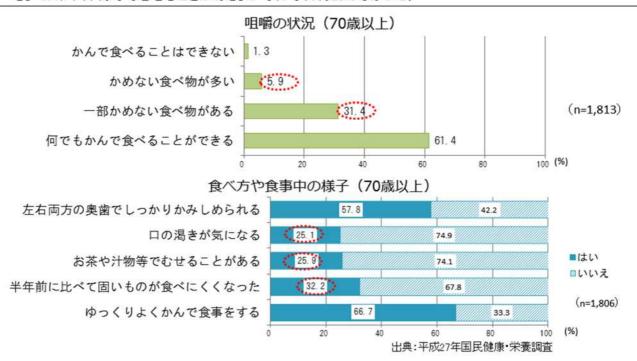


回答者 n=712 小児歯科を標榜する医療機関の管理者又は小児歯科を専門とする医療機関の管理者

出典: 「子どもと保護者への食の問題に関する調査」報告書: 日本歯科医学会 2015年

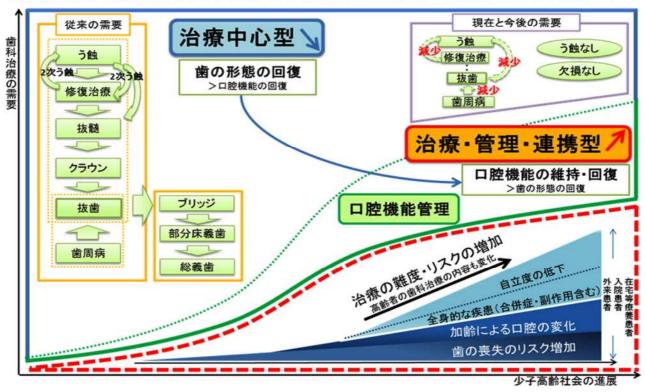
高齢者の口腔機能の状況

- 70歳以上の高齢者の咀嚼状況について、「かめない食べ物が多い」「一部かめない食べ物がある」と回答した者がそれぞれ約6%と約31%であった。
- 食べ方や食事中の様子では「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」が約32%、「□の渇きが気になる」「お茶や汁物等でむせることがある」がそれぞれ約25%であった。

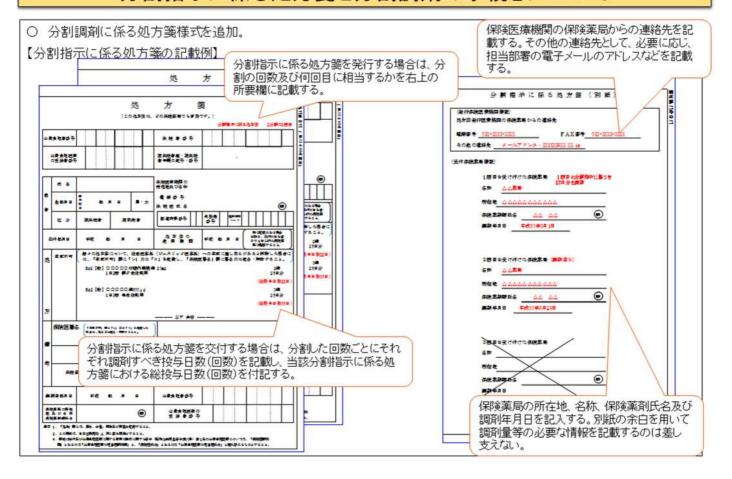


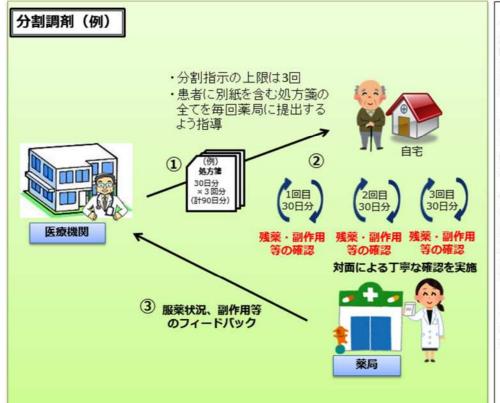
歯科治療の将来予想(イメージ)

○ 人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復(獲得)をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療)の必要性が増すと予想される。



分割指示に係る処方箋と分割調剤の手続きについて





[分割調剤に係る留意事項]

ア 分割指示に係る処方箋の交付を受けた患者に対して、処方箋受付前に、継続的な薬学的管理及び指導のため、当該処方箋の1回目の調剤から調剤済みになるまでを通して、同一の保険薬局に処方箋を持参するべきである旨を説明する。

- イ 患者に対し、次回の自局への処方箋 持参の意向の有無及び予定時期を確認 するとともに、予定時期に患者が来局しな い場合は、必要に応じ、電話等で服薬状 況を確認し来局を促す。
- ウ 患者から次回は別の保険薬局に処方 箋を持参する旨の申し出があった場合は、 患者の了解を得た上で、次回の円滑な薬 剤交付に資するよう、調剤後遅滞なく、患 者が次回処方箋を持参しようとする保険 薬局に対し、調剤の状況とともに必要な 情報をあらかじめ提供する。

[その他]

ア 別紙を含む処方箋の全てが提出されない場合は、当該処方箋は受け付けられない。

施設基準届出関係(平成30年度改定関係·歯科単独分)

新規、現に届出をしている医療機関であっても再度届出が必要な届出及び要件の見直しがあった届出一覧

No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院· 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備。考
1	※新規	病・診	初診料(歯科)の注1に規定す る施設基準	・別添7 ・様式2の6 ・様式2の8	院内感染防止対策に係る研 修を4年以内に修了してい ることが確認できる文書	・ (経過措置) 平成31年3月31日までは院内 感染防止対策に係る研修要件を満たしてい るものとして取り扱う。 ・届出を行った日の属する月の翌月から起 算して4年経過するまでに要再届出
	<告示>					
SW 82.	<通知>	5 頁参照 病院・				
No.	H30改定に伴う 取扱い等	診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備:考
	※要再届出	病	地域歯科診療支援病院歯科初診料	・別添7 ・様式2の8 ・様式3	院内感染防止対策に係る研 修を4年以内に修了してい ることが確認できる文書	No.1の備考と同様
	<告示>	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (2) (3) (4) (5) (6) (7) イ ② ③ 上④ 二② 理上の (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) イ ② ③ 上④ 二② (7) (4) (5) (6) (7) イ ② (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	師及生活を開いています。 衛生主が一名以上配置では、 外来診療における院内感染防止上対策にについる。 外来診療における院内感染防止上対策にについる場所 外来診療における院内感染防止上対策にについる場所 外来診療における院内感染防止上対策でにない内感染防止上対策をにいた。 外来診療における院内感染防止上対策をにない内感染防止上対策をした。 外来診療のに対ける感染防止に係ると、次の療内。 外来診療のに対ける感染防止と解ること、次の療力。 かの歯科医担当する病院をは、 をはい表し、との機の関間、ると医療を担当は変異を担当するの。 をはいまであるのは、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をはいまで、 をあるに、 もしい、 もしい。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいない。 はいないるによいて、 はいないるによいて、 はいないるによいて、 はいないないないに、 はいないるによいて、 はいるいるによいて、 はいるいるによいて、 はいるいるによいて、 はいるいるによいて、 はいるいるによいて、 はいるいるいるいるによいて、 はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	分な体制が整備している。 一分な機器を有勤と。 修を行っているるとの情報を行いるの。 修を行っているのでは、 を行っているのでは、 を行っているのでは、 を行っているのでは、 のので	こいること。 5こと。 中医師が一名以上配置されてい についての紹介率(別の保険 等された患者を除く。)の数 満の初診患者を除く。)の総 についての紹介率が百分の二 担当する他の保険医療機関に 診療料を算定した患者でった 門において歯科医療を行った の初診料の注6又は再診料の の周術期等口腔機能管理計画 (皿)のいずれかを算定した患	医療機関から文書により紹介を初診患者(当該保険医療 数で除して得た数をいう。 十以上であって、別表第一に おい当該他の保険医療機関かて、のの月平均患者数が五人以 生4に規定する加算を算定し 策定料、周術期等口腔機能管
.2	<通知>	(1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	険医療機関における。 4に規する。 4に規するを算定した 4に規ずるを類定したという。 4にはこれでは、 4に規ずるを療機とでのは、 4に対したとのののでは、 はこれでは、 4に対しては、 4に対しては、 4に対しては、 4に対し			

No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考			
3	※要再届出	病・診	歯科外来診療環境体制加算1・2	・別添7 ・様式4	必要な研修をすべて修了し ていることが確認できる文 書	(経過措置)平成30年10 月1日以降届出を継続す る場合には要再届出			
ľ	<告示>	7頁参照							
	<通知>	> 7~8頁参照							
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考			
	※要再届出	診	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	・別添2 ・様式17の2	・ <u>歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修</u> を修了していることが確認できる文書 ・地域連携要件のうち認知症に関する研修 受講については修了証の写し	(経過措置)平成32年4 月1日以降届出を継続す る場合には要再届出			
	<告示>	(1) 保険医療機関である歯科診療所であること。 (2) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。 (3) 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。 (4) 歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援歯科診療所 1 若しくは在宅療養支援歯科診療所 2 との連携の実績があること。 (5) 歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。 (6) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。 (7) 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。 (8) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。 (8) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。 ※経過措置 平成三十年三月三十一日において現にかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成三十二年三月三十一日までの間に限り、第三の六の二の三に該当するものとみなす。							
		 二年三月三十一日までの間に限り、第三の六の二の三に該当するものとみなす。 1 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準 次の要件のいずれにも該当するものをかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所という。 (1) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。 (2) 次のいずれにも該当すること。 ア 過去1年間に歯周病安定期治療(Ⅰ)又は歯周病安定期治療(Ⅱ)をあわせて30回以上算定していること。 イ 過去1年間にフッ化物歯面塗布処置又は歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算をあわせて10回以上算定しているこ 							
4		(3) 据 過科過当時合於 (6)	プラウン・ブリッジ維持管理料を算定する旨 対科点数表の初診料の注1に規定する施設基 を1年間に歯科訪問診療1若しくは歯科訪問診療所2に依頼した歯科訪問診療の回数がある。 は1年間に診療情報提供料又は診療情報連携共 変を療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する 対応等の適切な研修を修了した歯科医師が12 は、不足する要件を補足する研修を受講する ほにおける偶発症等緊急時に円滑な対応がで における偶発症等緊急時に円滑な対応がで における偶発症等緊急時に円滑な対応がで における偶発症等緊急時に円滑な対応がで に対けの診療所にあっては、当該保険に	準を届け出ていること。 診療2の算定回数又は過 での関い上で5回以上で5回以上で5回以上で5回以 の世と5回以生で5回以 の世に関することの のことでも ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに のの	連携する在宅療養支援歯科診療こと。 上算定している実績があるこ 多(口腔機能の管理を含む)、 と。なお、既に受講した研修を なる。 を機関との事前の連携体制が研	と。 高齢者の心身の特性及び緊 が要件の一部を満たしている 確保されていること。ただ			
	<通知>	(7) 該担当 (8) アイウエ で サイウエ	な診療所において歯科訪問診療を行う患者に対 所医名、診療可能日、緊急時の注意事項等に に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した3 也域ケア会議に年1回以上出席していること。 ↑護認定審査会の委員の経験を有すること。 E宅医療に関するサービス担当者会議や病院 こと。	ついて、事前に患者又に 3 つ以上に該当すること 実績があること。	t家族に対して説明の上、文稿 と。	書により提供していること。			
		近在近時 訳 自 当 が れ 力 キー ク ケ コ サー ク ケ コ サ	過去1年間に、栄養サポートチーム等連携加 E宅医療又は介護に関する研修を受講している 過去1年間に、退院時共同指導料1、退院時 持等カンファレンス料を算定した実績がある。 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研 開治体が実施する事業に協力していること。 と校歯科医等に就任していること。 過去1年間に、歯科診療特別対応加算又は初記	ること。 共同指導料2、退院前在 こと。 修を受講していること。 診時歯科診療導入加算を	王宅療養指導管理料、在宅患を を算定した実績があること。	者連携指導料又は在宅患者緊			
		環境を表現 (10) アイウエ		を行うにつき次の十分な		•			
		カ id なお、 2 届出に かかりつ	対急蘇生セット 資料用吸引装置 自動体外式除細動器(AED)については位 に関する事項 Dけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に全て修了していることが確認できる文書を注	に係る届出は、別添20					

aran.	2.5	中岭							
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考			
5	※新規	病・診	歯科疾患管理料の注11に規定する総 合医療管理加算(※①) 及び 歯科	・別添2		・改正前の歯科治療総合医療管理料(I)は ①となるため新たな届出不要			
	↑ スタリ / グC	717) 119	治療時医療管理料(※②)	・様式17		・改正前の歯科治療総合医療管理料(II)は ②となるため新たな届出不要			
	<告示>								
	<通知>								
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備、考			
	新規 診	在宅療養支援歯科診療所1	・別添2	を含む)、口腔機能の管理、緊急時対応等	※1か2どちらかの届出				
	※要再届出	1	在宅療養支援歯科診療所 2	・様式18	に係る適切な研修を修了していることが確 認できる文書	(経過措置) 平成32年4月1日以 降届出を継続する場合には要再 届出			
6	/# =\	20~2] ※経過措置	登						
	<告示>	平成三十 日までの間	型指標 成三十年三月三十一日において現に在宅療養支援歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成三十二年三月三十一 での間に限り、第三の六の三の在宅療養支援歯科診療所 2 に該当するものとみなす。						
	<通知>	21~22	2 頁参照						
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院· 診療所	届 出 事 項	届出様式	その他添付書類等	備、考			
n!**/ «1			歯科疾患在宅療養管理料の注4に規 定する在宅総合医療管理加算(※	·別添2		・改正前の在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)は③となるた			
	1		正9 公什名数宣庆发官坪川县(2011			め新たな届出不要			
7	※新規	病・診	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療 管理料 (※④)	・様式17		・改正前の在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
7	※新規 <告示>		③) 及び 在宅患者歯科治療時医療 管理料 (※④)	・様式17					
7		42頁参照	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療 管理料 (※④)	・様式17		合医療管理料(Ⅱ)は④となるた			
7 No.	<告示>	42頁参照	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療 管理料 (※④)	・様式17 届出様式	その他添付書類等	合医療管理料(Ⅱ)は④となるた			
	〈告示〉 〈通知〉	42頁参照 42頁参照 病院・	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療 管理料 (※④)		その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
	<告示><通知> <通知> 	42頁参照 42頁参照 病院· 診療所	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療管理料 (※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口	届出 様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
	<告示> <通知> H30%定に伴う 取扱い等 ※新規	4 2 頁参照 4 2 頁参照 病院: 診療所 病・診 病・診	③) 及び 在宅患者歯科治療時医療管理料 (※④)	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No.	<告示> <通知> H305t定に伴う 取扱い等 ※新規	4 2 頁参照 4 2 頁参照 病院: 診療所 病・診 病・診	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届出事項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び 咀嚼能力検査	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No.	<告示> <通知> B300c定に伴う TV扱い等 ※新規 ※新規	4 2 頁 参照 4 2 頁 参照 病診療 ・ 診 診 診 診 診 診 診 診 診	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2の口及	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・規議38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・様式38の1の2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No.	<告示> <通知> ※新規 ※新規 新規 </td <td>4 2 頁 参照 4 2 頁 参照 病診療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び 咬合圧検査 検査を行うにつき十分な機器を有しているこ</td> <td>届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・規議38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・様式38の1の2</td> <td>その他添付書類等</td> <td>合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要</td>	4 2 頁 参照 4 2 頁 参照 病診療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び 咬合圧検査 検査を行うにつき十分な機器を有しているこ	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・規議38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・様式38の1の2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No.	<告示	4 2 頁 原療 病 病 病 病 病 病 (1) (2) 3 9 院 3 9 院	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び 咬合圧検査 検査を行うにつき十分な機器を有しているこ	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・規議38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・様式38の1の2	その他添付書類等	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No. 8	< 通知	4 2 頁 原療	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1のイ 有床義歯咀嚼機能検査1の口 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2のイ 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び 咬合圧検査 検査を行うにつき十分な体制が整備されてい検査を行うにつき十分な機器を有しているこ	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・様式38の1の2 ・規式38の1の2		合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			
No. 8		4 2 頁 原療	③)及び 在宅患者歯科治療時医療管理料(※④) 届 出 事 項 有床義歯咀嚼機能検査1の 有床義歯咀嚼機能検査1の 及び 咀嚼能力検査 有床義歯咀嚼機能検査2の 有床義歯咀嚼機能検査2の 有床義歯咀嚼機能検査2の 及び 咬合圧検査 検査を行うにつき十分な体制が整備されてい検査を行うにつき十分な機器を有しているこ 届 出 事 項 精密触覚機能検査	届出様式 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・別添2 ・様式38の1の2 ・規添2 ・様式38の1の2 ・過添2 ・様式38の1の2 ること。 ること。	その他添付書類等 当該検査に係る研修の受講	合医療管理料(II)は④となるため新たな届出不要			

No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考		
	要再届出 新規	診	外来後発医薬品使用体制加算 1・2・3	・別添2 ・様式38の3	※届出前3か月の実績要	・数量シェアの要件見直し ・様式38の3の一部変更 (1・2→1・2・3)		
10	<告示>	イロ う。単 2 イロ かよ 2 外 1 の来 1 当 大口 外 1 の来 1 当 (3)	後発医薬品使用体制加算1の施設基準 ハ、二 略(改正前と変更無いため) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品)及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤 単位ごとに数えた数量(以下「規格単位数量」 と、後発医薬品使用体制加算2の施設基準 ハ、二 略(改正前と変更無いため) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品 提格単位数量の割合が七割五分以上であること。 後発医薬品使用体制加算3の施設基準 人、二 略(改正前と変更無いため) 以下、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	別の薬価(薬価基準) という。)に占める包 品のある先発医薬品及で	(平成二十年厚生労働省告示5 後発医薬品の規格単位数量のま が後発医薬品を合算した規格』	育六十号)別表に規定する規 割合が八割五分以上である 単位数量に占める後発医薬品		
	<通知>	(1)、(3 (2) 当記 (東 割合な 後発医	後発医薬品使用体制加算に関する施設基準3)、(4)、(5) 略(改正前と変更無いる保険医療機関において調剤した後発医薬品の低基準)別表に規定する規格単位ごとに数えたい、外来後発医薬品使用体制加算1にあっては70%以上759 医薬品使用体制加算3にあっては70%以上759 に関する事項 略(改正前と変更無いため)	のある先発医薬品及び役 と数量(以下「規格単位 は85%以上、外来後発B	立数量」という。)に占める征	後発医薬品の規格単位数量の		
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院· 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考		
Sec. of Sec.	新規	病・診	口腔粘膜処置	・別添2 ・様式49の9				
11	<告示>	5 4 頁参則	R	10.2410.20				
	<通知>	54~55	5 頁参照					
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院· 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備一考		
	新規	病・診	口腔粘膜血管腫凝固術	・別添2 ・様式74の4				
12	<告示>	5 5 頁参照						
	<通知>	5.5 頁参照						
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院· 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考		
	新規	病・診	レーザー機器加算	・別添2 ・様式49の9				
13	<告示>							
	<通知>	5 6 頁参照						
No.	H30改定に伴う 取扱い等	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考		
	要件変更	1 T	歯科技工加算 1 歯科技工加算 2	・別添2 ・様式50の3	・院内掲示例 ・歯科技工室を有していることがわかる平 面図又は配置図等	・歯科技工士の要件見直し ・様式50の3の一部変更 (常勤→常勤換算)		
14	<告示>	5 8 頁参照						
	<通知>	5 8 頁参照						

診療報酬改定に関する質問票について

- ※ 診療報酬改定に関する質問につきましては、所定様式(129頁参照)の質問票に内容を記入のうえ、北海道厚生局へ郵送又はファクシミリにて送付願います。
- ※ ご質問に対する回答は順次行ってまいりますが、診療報酬改定時期には、ご質問が短期間に集中し膨大な件数になります。 大変恐縮ですが、回答までに相当の期間を要してしまう場合が、多々ありますことをご了承願います。

ファクシミリ: 011-796-5133 (送信票は不要です。)

郵 送 : 〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15-1野村不動産札幌ビル2階

北海道厚生局医療課 宛